

事業所母集団データベース研究会（第7回）議事概要

1 日 時： 平成27年1月23日(金) 15:00 ~ 16:40

2 場 所： 総務省統計局 6階特別会議室

3 議 題： (1) 事業所母集団データベースの整備の改善について
(2) その他

4 出席者： (構成員) 清水座長、廣松委員、森委員、菅委員
(統計局) 統計調査部長、統計情報システム課長、調査企画課長、経済統計課長、
経済基本構造統計課長、経済基本構造統計課企画官
(政策統括官(統計基準担当)) 統計企画管理官付企画官
(統計センター) 共同利用システム課長

5 議事概要

(1) 「事業所母集団データベースの整備の改善について」事務局から説明後、意見交換

【主な意見等】

- ・ 地域ごとに期日を設けるというローリング方式については、アメリカン・コミュニティ・サーベイなどの調査でも導入されている方式であり、違和感はない。
- ・ 統計調査は調査日を定めて実施しているが、経理項目などは企業の決算情報などに基づいて回答が行われることから、ローリング方式でも把握される内容はそれほど変わらないのではないか。

→ ローリング方式については、外観から事業所の活動状態を把握するものであり、地域によっては把握時期が異なってくるということである。

- ・ ローリング方式による現地確認では、1人が1年間かけて、複数の地域を担当するというイメージか。

→ そうである。

- ・ 地域によっては、事業所・企業の開廃率に違いがあると考えられる。飲食店のように開廃が激しい業種の多い地域もあれば、伝統産業のように開廃が少ない地域もあると考えられるので、現地確認方式の設計を考える際には、毎年確認が必要な地域や複数年に1回の確認でよい地域など、工夫の余地があると思われる。

- ・ 4年間かけて、現地確認を行うという方法も考えられる。

→ 現地確認を実施する時期については、今後、議論を踏まえ、柔軟に考えていきたい。

- ・ 実務を考慮して、寒冷地は夏に現地確認を行うなど、地域によって多少の変化はあってもよいのではないか。

- ・ ローリング方式による現地確認と併せて、直接照会も行われるので、両者は独立ではないと考えられる。直接照会の具体的な内容については、今後検討が必要。

- ・ 今後、行政記録情報の活用の範囲を広げる可能性があることについて、明確にできないか。
- 行政記録情報の活用範囲を広げることについては、今後検討する必要があるが、今回の整備方法案については、現在使用している行政記録情報を前提としている。
- ・ 法人番号の活用も含めて、各調査ともデータのリンクができるように共通のIDを付与することができれば、将来的にはビジネスレジスターがストックしている情報とマッチングして集計し情報提供するようなサービスなども可能になる。
- ・ 現地確認の際に、緯度経度情報を付与することも検討していただきたい。

(2) 「第24回ビジネスレジスターに関するヴィースバーデングループ会合の概要」事務局より説明後、意見交換

- ・ 各国のビジネスレジスターについては、ヨーロッパ諸国のように行政記録を基に整備している国もあれば、アメリカやメキシコのように、経済センサスを中心に整備している国もある。行政記録を中心に整備している立場の意見だけでなく、経済センサスを基に整備する国の意見についても、国際的な場で主張していく必要がある。
- ・ 統計単位や行政記録の単位が各国で異なることについては認識されているものの、どのように異なるかは整理されておらず、国際的な議論も深まっていない。
- ・ 2016年に日本で会合を開催する予定とのことだが、その際には、皆様にも御協力いただければと思う。

6 次回開催予定

平成27年3月12日（木）を予定

以上